

規 約

西日本化粧品工業会

大阪府中央区本町2丁目1番13号 (〒540-0026)
フェニックス内本町ビル3階

電話 (06) 6941—2093 (代)
FAX (06) 6946—9190

西日本化粧品工業会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、西日本化粧品工業会と称す。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の緊密な連携および啓発によって、会員共通の利益を増進し、化粧品産業の健全な発展を図り、もって国民の保健衛生ならびに化粧文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 化粧品産業に関する諸法令、諸情報を収集、調査研究、分析、整理すること
2. 前号に係る業界意見を集約し、関係諸団体との意見交換および調整を行い、必要に応じて関係行政機関に意見具申すること
3. 前2号の成果を通知や講習会の開催等により伝達し、会員の資質の向上を図ること
4. 化粧品産業の健全な発展を図るための必要な業務を行うこと
5. 業界に対する公正な世論の喚起を行うこと
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第2章 会 員

(組織)

第5条 本会は、西日本地区に、事業所を有する化粧品等の製造販売業者または製造業者およびこれに準ずる者、ならびに本会の目的に賛同する者

をもって組織する。

なお、西日本地区以外の者であっても、特に希望する場合は入会することを妨げない。

(正会員)

第6条 前条のうち、資格を有する者およびこれに準ずる者で、本会の承諾を受けた者は正会員となることができる。

(賛助会員)

第7条 第5条のうち、本会の目的に賛同する者は、本会の承諾を受けて賛助会員となることができる。

(入会)

第8条 本会に入会を希望する者は、所定の書類を提出するとともに、別に定める額の入会金を納めなければならない。

(会費納入義務)

第9条 会員は、別に定める額の会費を納めなければならない。

(既納金の返還)

第10条 既納の入会金および会費は返還しない。

(退会)

第11条 会員は、所定の届出をして退会することができる。

(滞納者の取り扱い)

第12条 会員が、正当な理由なくして1年に亘って会費を納入しないときは、理事会の決議を経て退会したものとみなすことができる。

(除名)

第13条 会員が、本会の名誉を著しくき損し、または当会の目的に著しく反する行為をしたときは、理事会の決議により、これを除名することができる。
ただし、この場合には当該会員に、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	7名以内
専務理事	1名
常務理事	1名
理 事	34名以内
監 事	3名

(役員を選任)

第15条 理事および監事は、総会において正会員または正会員たる法人の中から選任する。

会長、副会長は、理事会において互選する。

専務理事および常務理事は、会員以外の者から理事会において選任することができる。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の委任を受けて事務局を統括し、会務を処理する。

常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事事故ある時はこれを代理する。

理事は、理事会を構成し、会務に関する重要事項を審議決定する。

監事は、本会の業務および財産の状況を監査する。

(役員任期)

第17条 本会の役員（専務理事および常務理事を除く）の任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、相談役、顧問)

第18条 本会に名誉会長、相談役および顧問を置くことができる。

名誉会長は、本会に対して特に功労ある者の中から、理事会の決議を

経て選出することができる。名誉会長は、会議に出席し助言することができる。

相談役、顧問は、学識経験者の中から理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

第4章 会 議

(会議)

第19条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第20条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

また、臨時総会は、次の場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 理事会において必要と認めたとき
3. 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったとき
4. 民法第59条第4号の規定に基づいて、監事が招集するとき

(総会決議事項)

第21条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

1. 規約の変更
2. 会費の徴収方法
3. 事業報告および収支決算
4. 事業計画および収支予算
5. 理事および監事の選任
6. 本会の解散
7. その他理事会で必要と認めた事項

(総会招集者および議長)

第22条 総会は、会長が招集し、議長となる。

(総会招集)

第23条 総会の招集は、開催日の2週間前迄に会議の目的事項、日時および場

所を記載した書面をもって各会員に通知する。

総会においては、あらかじめ通知した事項の他は、決議することができない。

ただし、急を要する事項については、出席した会員の議決権の3分の1以上の同意があったときはこの限りでない。

(総会定足数および決議)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

なお、賛否同数のときは議長の採決による。

ただし、第21条第6号に関する決議は、第40条の規定に基づく。

(総会議決権)

第25条 正会員は、総会において各1箇の議決権を有する。

なお、賛助会員は議決権を有しない。

(総会議決権代理行使)

第26条 正会員は、あらかじめ指名した代理人をもって、議決権を行使することができる。代理人は、会員に限る。

ただし、代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第27条 総会の議事録には、経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席する正会員の中から2名以上がこれに記名押印して、本会にこれを保存する。

(理事会)

第28条 理事会は、必要に応じて開催する。

(理事会決議事項)

第29条 理事会においては、次に掲げる事項を決議する。

1. 総会に提出する議案
2. 会長、副会長の選任
3. 専務理事、常務理事の選任
4. 会費滞納者の取り扱い
5. 会員の除名

6. 名誉会長の選出
7. 相談役、顧問の委嘱
8. その他理事会に提案された事項

なお、理事会の決議を要する事項で、会長が急を要すると判断したものについては、書面で表決することができる。

(理事会招集者および議長)

第 30 条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(理事会招集)

第 31 条 理事会の招集は、開催日の 2 週間前迄に会議の目的事項、日時および場所を記載した書面をもって各役員に通知する。

理事会においては、あらかじめ通知した事項の他は、決議することができない。

ただし、急を要する事項については、出席した理事の議決権の 3 分の 1 以上の同意があったときはこの限りでない。

(理事会定足数および決議)

第 32 条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席した理事の議決権の過半数によって決する。

なお、賛否同数のときは議長の採決による。

(理事会議決権)

第 33 条 理事は、理事会において各 1 箇の議決権を有する。

監事は、議決権を有しない。ただし、理事会に出席して質問し意見を述べることができる。

(理事会議決権代理行使)

第 34 条 理事は、あらかじめ指名した代理人をもって、議決権を行使することができる。

ただし、代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(理事会議事録)

第 35 条 理事会の議事録には、経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席する理事の中から 2 名以上がこれに記名押印して、本会にこれを保存する。

第5章 事務局、委員会

(事務局)

第36条 本会は、会務を処理するために事務局を置く。
事務局に関する規定は、理事会の決議を経て別にこれを定める。

(委員会)

第37条 本会に、専門分野における調査研究および対策の検討を行うために、委員会を置くことができる。
委員会に関する規定は、理事会の決議を経て別にこれを定める。

第6章 会 計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(予算)

第39条 会長は、本年度予算が成立するまでの期間においては、通常 of 業務を執行するために必要な経費に限り、本年度会計から支出することができる。

(解散ならびに資産等の処分)

第40条 本会が解散する場合は、総会において出席した会員の議決権の4分の3以上の同意を要する。
正会員は、本会の解散の場合において、残余財産があるときはその財産の分配を受け、残余債務があるときはその債務を分担するものとする。

第7章 補 則

(その他の定め)

第41条 本規約で定めるものの他、必要な事項は、理事会の決議を経て別にこれを定める。

附 則	昭和25年	6月 6日	制定
	昭和26年	7月16日	改正
	昭和63年	3月23日	改正
	平成11年	6月 3日	改正
	平成16年	6月 2日	改正
		(第2条は平成16年7月1日から実施 第5条のうち化粧品製造販売業者については 平成17年4月1日から実施)	
	平成17年	6月20日	改正
		(平成17年6月20日から施行)	
	平成18年	6月20日	改正
		(平成18年6月21日から施行)	